

会議顛末書

						記 録 者	主 事	居 谷 佳 苗
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 補 長 佐	主 査 長	グ ル ー プ 員
件 名	令和 6 年度第 3 回情報化推進委員会							
年 月 日	令和 7 年 2 月 1 0 日（月）							
時 間	午後 1 時 3 0 分から午後 2 時まで							
場 所	市役所 3 階庁議室							
出 席 者	【委員】 木村副市長（委員長）、坪井総合政策部長、大貫総務部長、 荒瀬福祉部長、足立健康スポーツ部長、中嶋議会事務局長、 中村教育部長 （欠席）菅沼市民経済部長、落合都市整備部長 【事務局】 栗山課長、小崎課長補佐、益子課長補佐、宮本主幹、佐藤主幹、記録者						傍聴人数	0 人
内 容	審議事項 1 自治体情報システム標準化対応状況について （事務局説明） 地方行政のデジタル化推進のため、基幹業務 20 業務のシステムを、国が示す標準仕様に適合したシステムへと移行することとしており、ガバメントクラウドでの構築を努力義務としている。 当市の現状としては、児童手当、健康管理等の 5 業務は令和 7 年 1 月に標準準拠システム移行済みであり、その他多くの業務は令和 7 年 10 月に標準化移行予定である。また、戸籍、戸籍附票については令和 8 年 2 月の標準化移行を予定している。 今年度の実績としては、スケジュール遅延による補助金の変更交付申請、標準化対応改修業務委託契約の変更契約締結を行ったほか、ガバメントクラウド環境は構築中である。また、1 月に一部システムの標準化稼働が開始したが、大きな混乱なく稼働しているほか、基幹系システム用端末の入替えを行った。端末入替により生じた不具合は概ね解決済みである。 今後の予定としては令和 7 年度補助金の申請と令和 6 年度の実績報告、保健福祉棟への移設対応等があり、担当課等でも標準化対応改修業務委託契約締結後に協議や例規改正等を行い、標準化移行後に実績報告を行って標準化は完了となる。 標準化対応に伴い市民窓口ステーションの休業や担当各課の休日出勤、コンビニ交付システムの停止などの影響もある。 （質疑） 特になし。 2 自治体 DX に向けた取り組みについて （事務局説明） DX とはデジタル技術を用いた業務改善であり、デジタル化はあくまで手段にすぎない。自治体 DX により業務の効率化や住民サービスの向上が期待されている。 今年度の施策については大きく分けて 6 つあり、1 つ目は LoGo チャットの本格導入である。これにより情報伝達、情報共有が迅速化している。 2 つ目はノーコードツール（kintone）の試験導入である。活用例として、9 月							

	ごろから公用車管理を紙から kintone に移行した結果、入力や集計が容易になった。来年度から本格的に導入する予定である。 3 つ目は生成 AI ツールの導入である。龍ヶ崎市生成 AI 利用ガイドラインを策定し、公務員専用 AI マサルくんについて全庁的に周知し、利用を開始した。 4 つ目は LINE 予約システムの利用拡大である。今年度追加した手続きとしては、コミュニティセンターの予約、飼い犬関連の手続き、申告相談の予約等である。来年度はさらに多くの手続きで利用を開始する予定である。 5 つ目は、デジタル人材育成研修である。他自治体から講師を招致し、事例紹介とワークショップ形式の研修で DX への意識醸成をはかった。来年度は対象を主事以下として実施予定である。 6 つ目は、市民を対象にしたスマホ教室の開催である。基本編・応用編ともに受講者満足度は 9 割以上と高いが、今後もより良い教室の形を検討している。来年度以降は障がいのある方を対象にした教室の開催も検討している。 (質疑) 荒瀬福祉部長 障がいのある方を対象にしたスマホ教室について、障がいの程度がどれくらいの人を対象にするのか。 事務局 対象者については調整中であるが、手話を入れながら説明することを想定している。 木村副市長 公務員専用 AI マサルくんは多く使われているのか。 事務局 どれくらい使われているという具体的な回答はできないが、素案の作成や文章校正に活用している職員もいる。 木村副市長 LINE 予約システムの「コミュニケーション支援事業」とは何を指すのか。 事務局 障がい福祉課所管の事務等で、手話通訳を介さずに LINE 上で書類の申請を可能にするものである。		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第 9 条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日

※ この様式は、会議類末書その他、報告書（人事課に提出する研修報告書は除く）、交渉記録簿、打合せ類末書等に適宜表題を変更して使用します。